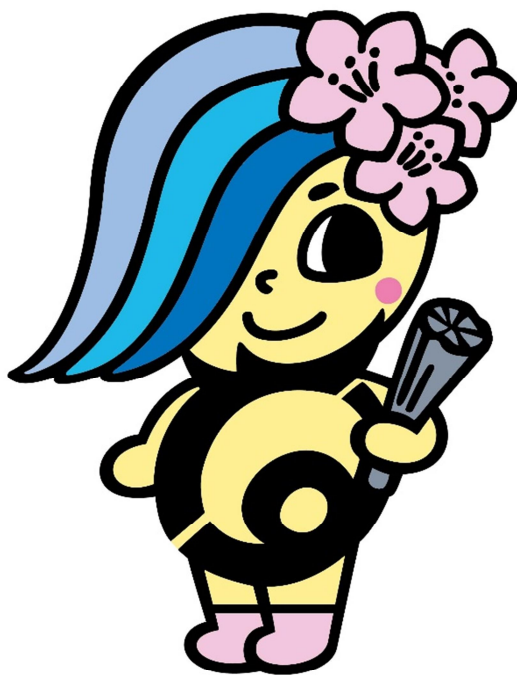


南牧村子ども読書活動推進計画

(第三次)



令和5年3月

南牧村教育委員会

1 計画の策定について

(1) 計画策定の目的

南牧村教育委員会では、平成25年3月に「南牧村子ども読書活動推進計画（第一次）」を、さらに、平成30年3月には「南牧村子ども読書活動推進計画（第二次）」（以下「第二次計画」という。）を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

読書は、知識を深めるだけでなく、語彙力や言語能力、表現力を高める効果があり、また、集中力や想像力を養い、感受性を豊かにし、相手の気持ちを理解しようとするコミュニケーション能力を高め、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

しかし、近年ではインターネットやスマートフォンの普及、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等情報通信手段の多様化により情報や知識の取得方法は変化し、読書離れや読解力の低下が懸念されております。

こうした中、第二次計画が満了するのを受け、「南牧村子ども読書活動推進計画（第三次）」（以下「第三次計画」という。）を策定し、子どもの読書活動の推進を図ります。

なお、本計画における読書活動には、電子書籍等の多様な媒体による読書を含みます。

(2) 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

(3) 計画の対象

おおむね18歳以下の子どもとします。

なお、子どもの読書活動の推進に関わる保護者及び読書に関心と興味のある村民をはじめ、教育関係者等も対象とします。

2 計画推進のための取組について

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

生涯にわたっての読書習慣を子どもが身に付けるためには、幼いときからいかに本に親しんだかが重要な要素となります。それには、保護者や周りの大人が、読書の意義や重要性を理解するとともに、子どもに読書の楽しみを実感させることが必要です。特に自分から本を読むことができない乳幼児期には、保護者が子どもに語りかけたり、絵本を読み聞かせたりするなど、親子で本に親しむことが大切です。

また、地域の読み聞かせグループ等は、子どもが本と親しむ機会を提供し、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たすことが期待されます。

<家庭・地域における具体的な取組>

- ① 文化施設において、県立図書館の団体貸出や県内図書館との相互貸借等を活用することで幅広い図書の提供に努め、子どもたちの読書活動の支援と保護者の積極的な利用を目指します。
- ② 各種媒体を用いて図書に関する情報を発信し、読書への理解と関心の促進に努めます。
- ③ 組織的活動を行っている読み聞かせグループ等への協力・支援を引き続き行います。

(2) 保育園、学校等における子どもの読書活動の推進

◇保育園では

保育園は、子どもにとって初めての集団生活をするとおりであり、様々な経験を通して、喜びや楽しさを共有できる場です。その保育園で、年齢に応じた絵本や物語等を読み聞かせることで、子どもたちは喜びや悲しみ、不思議さ等、様々な感情を抱きながら豊かな心が育まれていきます。このように、読書の楽しみをみんなで共有し、その喜びを経験することは今後の読書習慣の基礎を身に付けることにつながります。

◇学校では

学齢期になると、子どもは自分で本が読めるようになり、その楽しみを知ります。そして、様々な分野の本を読むことで読書の幅を広げることができます。また、図書室の使い方や情報の調べ方についての基礎を学ぶ時期でもあります。そこで、学校図書室の効果的な活用により、子どもたちの主体的な学習活動とともに読書活動の充実が期待されます。

<保育園、学校等における具体的な取組>

- ① 子どもたちの発達段階に応じた読書習慣が身に付くよう、継続した指導に努めます。
- ② 子どもたちに毎日の読書習慣が身に付くような学校の体制作りに努めます。
- ③ 調べ学習で活用する等、学校図書室の蔵書を学習活動で積極的に利用するようにします。また、著作権等に関する指導にも努めます。
- ④ 子どもたちの学校図書室の利用がさらに増えるように蔵書の充実等、環境整備に努めます。

(3) 関係機関との連携・協力

子どもの読書活動を総合的に推進するためには、家庭・地域・学校が相互に連携し、それぞれの立場からの支援を行うことが重要です。そのために、公立図書館との相互貸借や情報交換を行う等、関係機関との連携・協力を進めることでより良い環境整備に努めます。

<具体的な取組>

- ① 保育園・学校・地域は、連携・協力して子どもに必要な図書を提供します。
- ② 保育園・学校は、お話の会地域ボランティア、読み聞かせグループ等の民間団体との連携を強化します。
- ③ 県立図書館の団体貸出や除籍資料の無償譲渡、県内各図書館との相互貸借等の活用により、幅広い図書の提供をします。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。